

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="163 240 983 331">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="526 384 987 448">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 <u>平成 26 年 2 月 26 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 501 987 959">この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち2年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から2年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="557 1007 589 1034">記</p> <p data-bbox="168 1086 539 1114">1. 基本的引受基準 (略)</p> <p data-bbox="168 1161 387 1189">(1)～(11) (略)</p> <p data-bbox="163 1241 987 1497"><u>(12) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である技術提</u></p>	<p data-bbox="1010 240 1830 331">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="1382 384 1843 448">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 沿革（略）</p> <p data-bbox="1010 501 1834 959">この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち2年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から2年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1400 1007 1431 1034">記</p> <p data-bbox="1014 1086 1386 1114">1. 基本的引受基準 (略)</p> <p data-bbox="1014 1161 1234 1189">(1)～(11) (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>供契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。但し、当該てん補危険について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(13) その他</p> <p>① フルターンキー条項のついた技術提供契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる技術提供契約等又は仕向地が公海等である技術提供契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない技術提供契約等については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの技術提供契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。<u>ただし、仕向地が公海等である技術提供契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であつて約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない技術提供契約等については、当該規程は適用しないこととする。</u></p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p>	<p>(12) その他</p> <p>① フルターンキー条項のついた技術提供契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる技術提供契約等については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの技術提供契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p>	

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>附 則 <u>〔平成 26 年 2 月 26 日〕</u>                      この改正は、<u>平成 26 年 2 月 28 日</u>から実施する。</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 4] (略)</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] (略)</p>	<p>[別紙 1] ～ [別紙 4] (略)</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] (略)</p>	